

日本制度通

一

卷一

皇位御繼承の事
三種神器の事
后妃の事
皇族の事
祭祀の事
朝禮の事
詔勅の事
印璽の事
改元の事
頒曆の事
官殿の事
山陵の事
樂舞の事
服忌觸穢の事

7邊3

677

1



門 3
號 677
卷 1



外

子
之
古
乃

象
之

一
之
之
之
之

日本制度通

大新抄巻二
おこしはは
未し
越
教

古乃善むくれとちあむむしむ志望し今の世
乃ちまよ考つおはむるはふくれおまき心の中
はつむむむむむむむむむむむむむむむむむ
むむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
のこして政理法制の世は法をこしむむむむむむむ
むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ

らゝれを以てを費すものとはしてうまう考得んこ
とはうゝとなんあるべきこれをおよぶつていば
歴史の事實を以てのこよて人の身よゝ骨
と肉を以てのこよて體をなしたんうゝとて政理法
制を考へ得るは血脈のこよての氣息乃と
よむにひくゝのこよての精神を以てし
て活動の事業をよむれを以てしむじ

よむやまのこよての學志を以てしむを以て
て官職禮儀刑法食貨地理乃とていふ品
をわら類をあらわしむ書ののれに於て見ゆ
むとては書とて巻のうゝとていふ志
うんかうのこよてのこよてのこよてのこよて
享保のころ伊藤の博士のあらはせる制を以
て文のこよてのこよてのこよてのこよて

まは初学のためには、先づ「法律」なるものから、國の
事をしるべきである。國のなるは、是れをわ
かると、あつてゐるもの、あは「法律」として、古典によつ
て、あり、その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、
度通し、高等の學校に入り、その「法律」なるもの、あは、
に、あつてゐるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、

また、この「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
の「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
この「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、
その「法律」なるもの、あは、その「法律」なるもの、あは、

明治廿三年四月のはじめ

文科大学教授文学博士小中村清矩識

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

日本制度通

例言

凡史を讀むもの。制度の沿革を知らざれば。其盛衰變遷の故と詳よすること能はず。然るども從來其種の書ふ乏しく。希はる大日本史の志類。伊藤東涯の制度通の如きあれども。或は浩瀚。或は太簡よして。初學よ便ならず。此書の其缺陷を補はん爲ふ編修せしものなり。

凡此書の事實を叙述するを主として。濫よ著者の論斷と加へず。畢竟事状既よ明なれば。變遷

推移の理ゆのつら知らるればなり。事實を正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せしむ。讀者の原ふ溯らんと欲するものふ便せんとたり。

凡挿画の。文辭と相表裏して。事物の狀態と明よせん爲す。傳來正しきものよ就て描寫せり。觀の美の爲ふ徒設せしものふあらず。

凡文辭の平易簡明と主とし。つとめて奇僻を避けたり。然れども國史上の専門語の間これと用ひたり。蓋之よ回りて。當時の事態と發明を

ることあればなり。

凡事皇上に關するものも。平頭闕字の例よ由らず。紙幅の短縮を欲とればなり。敢て敬意と失ひしよあらず。

凡此書に。有史以來を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし。紀元元年より皇極天皇の三年まで。凡一千三百年間と上古とし。孝徳天皇の大化元年より。安徳天皇の壽永四年。即鎌倉幕府創置の前まで。凡五百四十一年間と中古とし。後鳥羽天皇の文治二年より。孝

明天皇の慶應三年まで。凡六百八十二年間。即
武家執政の時代と近世と。今上天皇の明治
元年以降と今代とす。

明治二十二年八月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

日本制度通總目錄

卷一

皇位御繼承の事

三種神器の事

后妃の事

皇族の事

祭祀の事

朝禮の事

詔勅の事

印璽の事

改元の事

頒曆の事

宮殿の事

山陵の事

樂舞の事

服忌觸穢の事

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事

俸祿の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

荻野由之 同著

中村義象

日本書紀通 卷一 目錄

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

日本制度通卷一

萩野由之

同著

小中村義象

皇位御繼承の事

恭しく惟るふ。我皇統を。太古より。天祖天照大神の子孫。世々相繼承したまふを法とす。故小古語の皇位と稱して。天日嗣の高御座と云ひ。或天日嗣之位ともいへるなり。初め天孫降臨の時。天祖詔して。豊葦原の千五百秋の瑞穂國を。吾子孫

の王とまをべき地なり。爾皇孫就て治しめせ。寶祚の隆えまさむとい。天壤と共ふ窮りあるべきものぞとのり多まへり。爾来一系連綿として。今ふ至りてはりたまふとなし。蓋君臣の名分。この大詔は明らふ。建國の基礎。既ふこの時定まればなり。日本紀古事記皇統は。一系ふして。嫡流の皇太子之を繼承したまふと法とす。古語は太子と稱して。日嗣之御子といへるも。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、皇后、皇子、皇女、若くは諸王より。直ふ大統と繼承

せられしともあり。これ萬機の政。一日も空しくすべからざると以てなり。その皇后及び皇女諸王の大統を繼がせたまふは。非常の儀ふして。素より祖宗の恒典ふはらむ。日本紀以下國史以上古より。先帝崩後。皇太子直ふ皇位を繼承したまふを法とせられたりき。神武天皇以下。武烈天皇に至るまで。廿五代の間。嘗て讓位の事なきをこの故なり。繼體天皇位を安閑天皇は讓りて。即日崩御せられし以来。受禪讓位の端と啓き。聖武天皇。いまだ壯年ふて。位を皇太子に讓り。みづら

ら。太上天皇よて。政務は關ありたまはざりし
と起りてより。遂は後世までの流例となり。歷
代讓位の儀ありしもの。凡て五十八帝の多きふ
及びたり。これ素より。止むと得ざる事故あるよ
よれりといへども。佛法の流行。外戚の專横など。
一の原因と為し。もの云ふべし。日本紀續日
本紀御代始

三種神器の事

三種の神器とい。天孫降臨の時。天祖の御手づら
ら授けたまひしものふして。八咫鏡ヤタノカミ。天叢雲劍アマノムラサキ。八

尺瓊曲玉ヤタノタマを云ふなり。このとき天祖天孫小詔し
て曰。吾兒この鏡を視まさむと。將は吾を視るが
如くすべし。殿を同じくして齋きまつれと。瓊々
杵尊崩じて。彦火々出見尊之を傳へ。彦火々出見
尊崩じて。鸕鷀草葺不合尊之を傳へ。葺不合尊崩
じて。神武天皇之と傳へたまふ。神武天皇より以
來。歷世の天皇皆之を傳へたまひしと。太古の故
事の如く。以て當今に至れり。これ我天皇傳國の
神璽として。皇統とともにふ天壤無窮なるものな
り。古事記
日本紀

八咫鏡。八咫鏡ハ。天照大神。天岩戸小隠カクレらせた
 まひし時イシ石凝姥命コリトメ小科せて。作らしめたまひし
 ものなり。天祖の詔小従ひて。瓊々杵尊以来。同殿
 共床ニ齋き奉りたまひし。崇神天皇の時紀元。五百
 九年。宮中を出し奉り。皇女豐トヨ歙アサ入イリ姫命ヒメノミコトニ託して。
 倭の笠縫邑ニ祭りたまひき。垂仁天皇の皇女倭
 姫命。豐歙入姫命ニ代りて。之を奉祭し。遂ニ伊勢
 國度會郡五十鈴川上ニ齋宮と建て、祀りたま
 ふ。いまの太神宮これなり。古事記。日本紀。皇
太神宮儀式帳。崇神帝の護身の璽として。摸造モウゾウたまひし神鏡

を。歷世賢所ニ奉祀せられし。村上天皇天德以
 後。内裏焼亡せしこと數回なりし。ハ。神鏡も其災
 小罹りたまひ。聊毀損せさせ賜ひつれど。威靈ハ
 昔ニかはらせ給はずといふ。日本紀畧。小右記。百
鍊抄。源平盛衰記。天叢雲劍。天叢雲劍アマモリノツルギと云ふ。素盞スサノ烏
 尊。八岐大蛇と斬りて。獲たまひしと。後天照大神
 小奉り。大神更ミ小皇孫ミコノミマニ授けたまひしものなり。
 これも崇神天皇の時。御鏡と共に宮中と出て。伊
 勢國ニ在しと。景行天皇の時。日本武尊之を奉り
 て。尾張國小至り。後遂ノチその所小奉祭せり。今の

熱田太神宮即是なり。古事記日本紀熱田縁起

摸造の御劍ハ。世々宮中ふありて。神鏡と共に奉祀せられし。壽永の大亂ニ。海底ニ沈みて失せたまへり。尔來清涼殿なる。晝御座劍と以て。寶劍ふ充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劍と奉らまし以後ハ。永くそれと以て。神劍と爲したまふとといなれり。禁秘抄神皇正統記
八坂瓊曲玉。八坂瓊曲玉ハ。御鏡と全ドク。天照大神。天岩戸小隠らせたまひし時。アメノアカルクマ天明玉命の作まるものなり。これを崇神天皇の時にも改め作り

たまはば。常々大御身の守として。安置したまひしなり。されも度々の延焼もあらざりたまはず。壽永の大亂ふも。失せさせたまはざりしなり。禁秘抄神皇正統記

のれハ。三種神器の。天祖手授のものハ。一ハ伊勢。一ハ尾張。一ハ禁中ニありて。摸造の鏡劍ハ。毀損したまひしともあれど。神代以來の真器也。今ふ存して異變なきハ。貴き限りふして。皇統連綿。天壤と共に無窮ニ垂れたまふ神勅。火とこるよりのも明らなるとなり。古人の説ふ。子孫可王の

神勅ハ。君臣の大義を明し。同殿共床の勅語ハ。父子の親を教ふるものなりといへるハ。その意を得たりといふべし。

后妃の事

上古ハ。天皇の御母。及び御祖母等と。總て皇祖母尊オホキサキと申し。御嫡妻と。オホキサキと申し。次とキサキと申し。概してハミメと称へたりき。

古事記。日本紀。万葉集。

大寶の制紀元一千三百六十年。始めて郡皇祖母尊と。太皇太后又太皇太夫人。皇太后又皇太夫人。と云

ヒ。オホキサキを皇后。キサキを妃。二人。四品以上。王を夫人。三人。三。嬪位以上。五。と定めらる。その中。大

皇太后、皇太后、皇后と三宮と稱へ。又中宮といふ。

中宮職ありて。その啓令と吐納するを掌りき。

今義解。

皇后ハ。多くハ皇胤を擇びたまひ。尊卑の名分甚

嚴なり。聖武天皇以來紀元一千三百年代藤原氏政

を専ふするに至りてハ。臣下の女。入りて皇后と

なるものも少あらぬとありて。大ニ古制小

戻れり。續日本紀以下國史。

日本制度通

卷一

桓武仁明の朝の頃より。五紀元一千四女御及ひ更衣といふもの出来て。後宮ふ侍り。清和光孝の朝以來。紀元一千五百御息所ミヤノトコロといふ称始まりて。妃、夫人、嬪の称い。甚希れなりふたり。類聚國史。榮花物語。禁秘抄。中宮といふもと三宮の總稱なりしを。延喜以降い。唯皇后の別称とあり。一條天皇以來い。皇后中宮并立ちたまふともありて。大々名分と紊る。其位號の尊きい。皇后ふありといへども。寵幸の渥きとい。中宮ふ歸し。爾後相沿て遂ふ流例となれり。その皇后、中宮共ふ院號と蒙りたまふるときも。

大鏡。日本紀畧。職原鈔。標注別記。

まゝ當時ふ昉まれり。大鏡。日本紀畧。職原鈔。標注別記。更衣の称い。早く絶え。御息所も後世より。親王の御配偶の之を称する事とふれり。典侍い。もと女官なると。後世い。寢御ふ預るものとふれり。右の后妃ふ奉仕とる。女官の職員い。大寶令より。内侍司以下。十二の女司ありて。尚侍オウシヤカミなどい。最も貴顯のものありし。後世い。其稱もふくなり。典侍、掌侍命婦の外い。女藏人メノクラウド得選トクセン乃自ノミ采女ウネメの類の官職ありて。後宮の事と掌れり。令義解。禁秘抄。

皇族の事

上古ハ皇子を称して直ハ某皇子といハ。皇女を
称して。某皇女ヒメミコといハ。或ハ某王。某女王といハ。ひし
を。日本紀大寶の制ハ。皇兄弟皇子を親王セとす。五世王
皇孫ニ。皇曾孫三。皇玄孫までと諸王とす。五世王
ハ王名と得といハ。ども。皇親の限ハあらず。その
名籍ハ正親司これを掌る。その官位を親王ハ一
品より四品又至リ。階四諸王ハ正一位より從五位
下又至ル。階十四親王ハ一と品又叙せられざるも
のト。無品親王といハ。その子ハ父の蔭又よりて。
位を得るアリ。

凡て皇族ハ。不課として賦役を免シ。親王ハ。食
封及び位田を賜ハ。文學家令家扶家從書吏及び
帳内等の職員と附せられ。諸王ハ。春秋ハ時服
料を賜ハ。其位あるものハ。各位田とたまハ。皇
女ハ。内親王と称シ。二世以下四世までと。女王と
称して。皇親の列ナリ。共ハ品位を賜ハ。又親王以
下。口分田を賜ハ。常人と同じラるべシ。令義
後紀元二十一年代四親王宣下といハ。と始まりてハ。皇
兄弟皇子といハ。ども。宣下と蒙らざれば。親王と

稱を以て。皇子ふ直又姓を賜ひて。人臣となまを
 起りたり。白河天皇以後紀元三十一。法親王も出
 來しうべ。親王の數は漸少くふりぬ。諸王を早く
 臣列とふるもの多くして。後ふ只白河伯家續日本紀。日
 王氏の號と傳ふることありし本後紀。姓。氏
錄。西宮記。皇延曆以降。封戸の制漸おとろしうば。親王に
亂紹運錄。ハ。諸國の目ヤクニ史生各一人の公ウダ廨ダと給ふことあり。除目
 之と年官といへり。抄。

親王の居所と。某宮と稱せしとい最古し。然れど
 も。その宮號と。歷代繼承せし四辻宮。五辻宮。常
 類。高倉天皇の頃より始まりて。紀元三十一。漸其
 數あり。武家執政の世となりて。皇族多し。僧
 となりて。寺門ふ入りたまひ。徳川氏の初より伏
 見、桂、有栖川の三家を親王家とし。其外ハは佛門
 又ハ臣列ふ入らむ。六代將軍家宣の時。新小関
 院宮と立て。四家となし世襲す。万一の事あら
 む時ハ。入りて大統を承ぎたまふべき御家と
 定められたり。皇胤紹運錄。纂輯。その餘ハ。鎌倉以
御系圖。折焚柴記。

來の制は倣ひて。輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め。法親王の住職光臺一覽したまふ所とあしぬ。雲上明覽

按ずるふ。伏見宮崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮後陽成天皇の皇子好仁親王より出てたまへり。桂宮正親町天皇の皇子誠仁親王より出てたまへり。閑院宮東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり。

皇女住職の寺比丘尼御所と稱へ。大聖寺、寶鏡

寺、曇華院、光照院以下まゝ十數寺ありき。雲上明覽

維新の後、門跡、比丘尼御所と廢し。官方廢子の僧と為るを禁じ、悉復飾せさせて。白川宮、小松宮、久通宮等の稱を立てさせ賜ひ。又皇親の世數、及び賜姓の制と定められ。四親王家の外、新列親王を二代目より華族と列せらるゝととなり。又令して。皇子女親王の宣下ふ及むず。直ふ親王と稱ふるを得るの制を定められたり。圖書寮記録

祭祀の事

我邦の古昔敬神祭祀の禮甚嚴ふして。これと

以て政道の基とし給ひき。これ皇統の天神の裔ミコなるを以て。その本ふ報い。併せて蒼生を愛きたまふ所以なり。此を以て祭政一致よしして。其別あらざりき。日本紀古事記。祝詞式。

大寶の制。天神地祇の祭祀の神祇官常典ふ依りて之を行ふ。大祀、中祀、小祀の差あり。大祀の一月齋し。中祀の三日齋し。小祀の一日齋す。その幣帛祭事ふ預る長官親ら檢校して。穢るゝとすら

らしむ。令義解。

大祀

大嘗祭

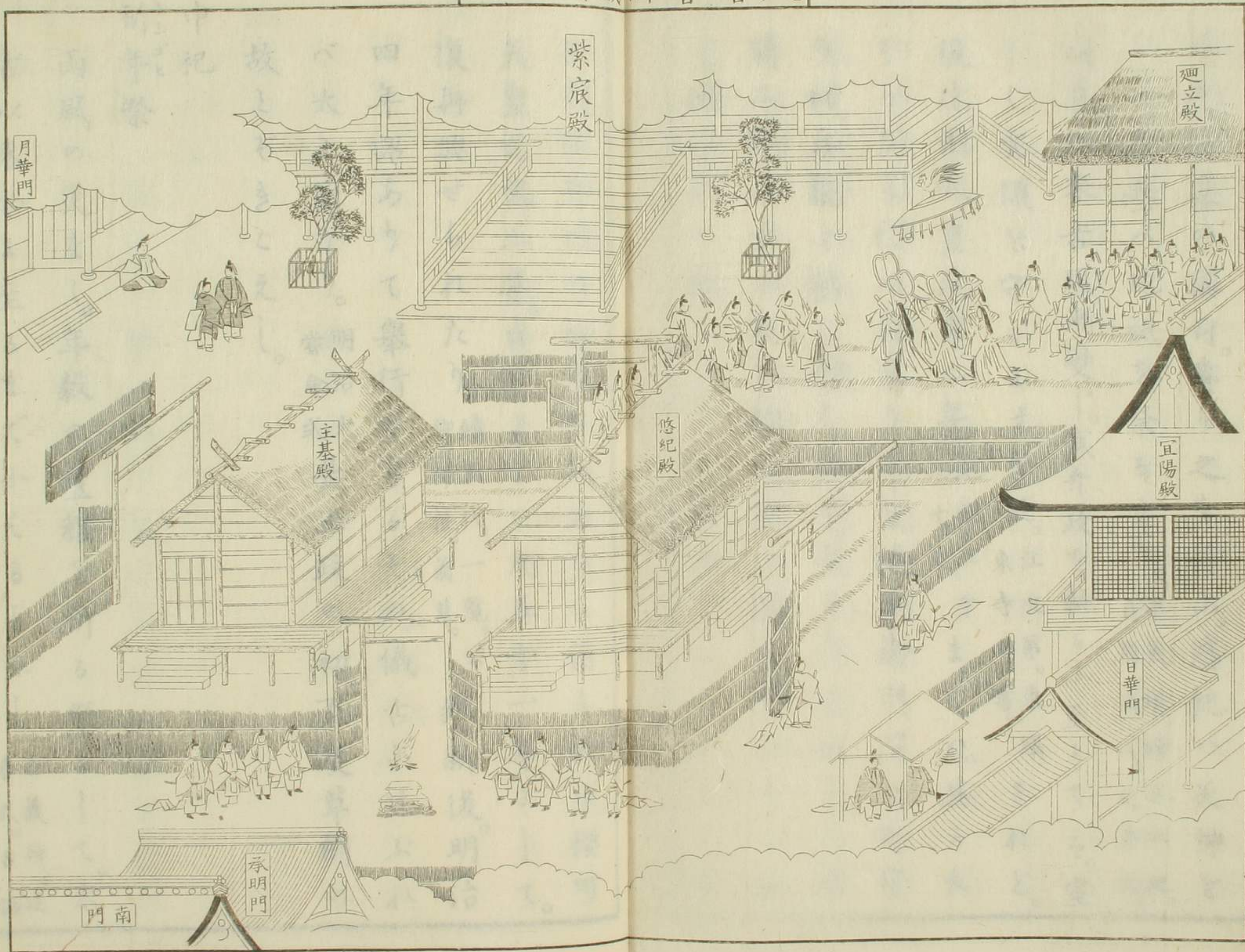
大嘗祭の。天皇位ふ即きたまひて。天祖を始め奉り。天神地祇を祭らせたまふ大祀よりして。その由來最久し。古を大嘗或は新嘗ともいひて。その別あらざりし。天武天皇以來。紀元一千三百三十三年三代毎ふ行ふを大嘗とし。年毎ふ行ふを新嘗とす。令義解。令抄。中臣壽詞。古事記。神祇志料。大寶の制。七月以前位ふ即きたまへ。當年事を行ひ。八月以後の明年事を行ふ。その日も。十一月下卯と用ふ。凡散齋一月。致齋三日。その供神の大幣の。九月より

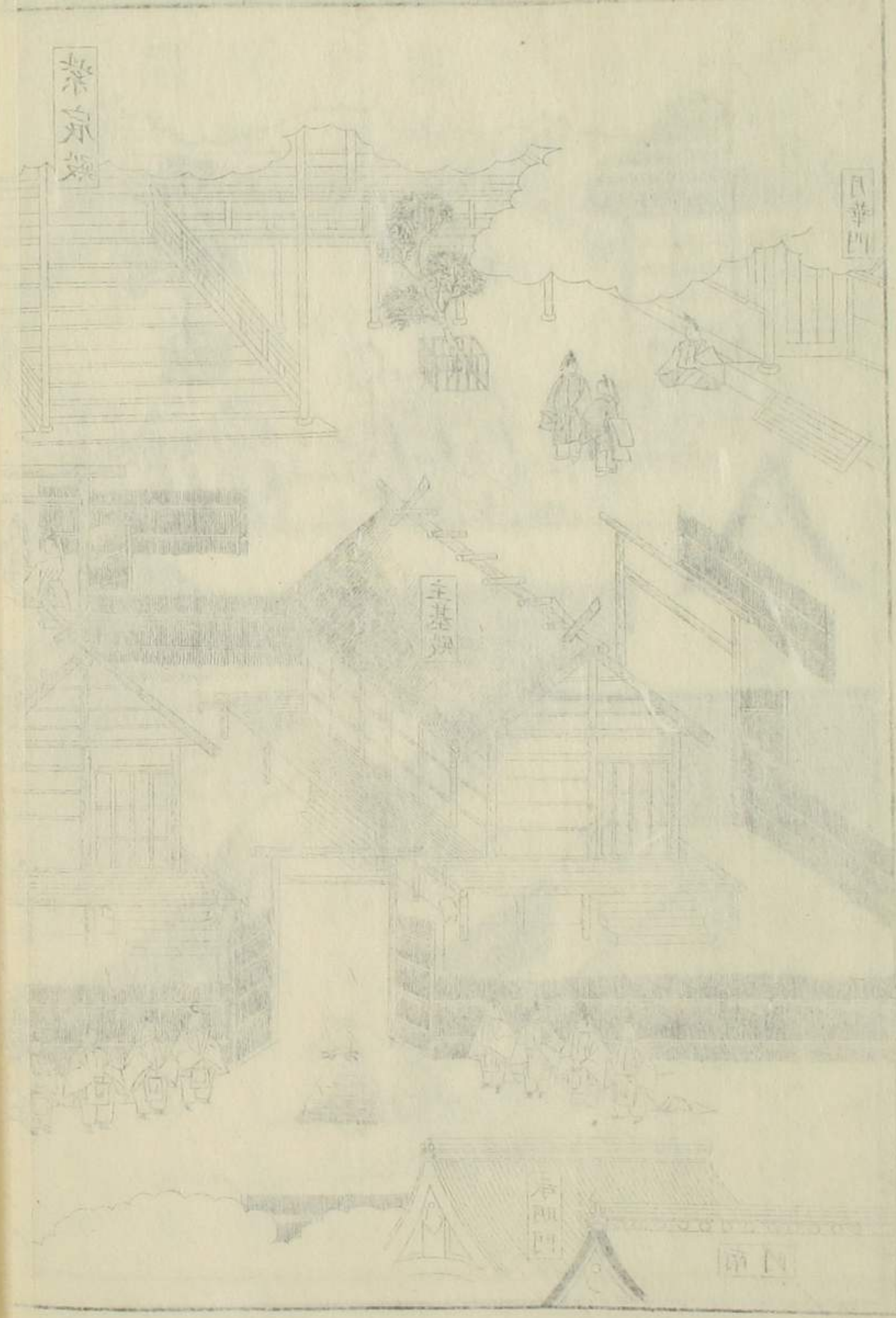
始めて。三月の内ふ造り了らしめ。その祭儀を。悠紀主基の國司。専ら之を行ふ。悠紀ハ天神と祀り。主基ハ地祇を祭るなり。令義解。續日本紀。貞觀儀式。延喜式。延喜以來古風漸變じ。武弁政を執るふ至りて。空しく虚儀と守るよすぎじ。江次第。東鑑。されと。東寺文書。後花園天皇永享二年紀元二千九十年までハ。其のたむありも行われ來りしと。後土御門院の御宇の初。兵亂ふ依て行われず。夫より中絶して。中間二百二十二年と經て。東山院貞享四年よ至り。徳川氏の奏よよりて。再興せられたると。中

會嘗大



大嘗會御儀式之圖





紫京殿

日華門

王基殿

御門院即位の初。まご故ありて行もれず。櫻町
 天皇。元文三年。貞享より。凡五十一年。小して。
 復再興せられたり。續王代一覽。公卿補任。翁草。維新後。明治
 四年。詔ありて。舉行せらる。その儀。古ふ比ふれ
 ば。大ふ簡なり。明治大嘗會式。是王政の初。百度草創の
 故とぞきこえし。

中祀
祈年祭

雨風の災なく。年穀の豊穰と祈る祭。よして。太
 古以来。今よ至るまで。かえるとあし。今義解。延喜式。古語

月次祭ツキナミ

祈年小。案上の幣小預る神と。月毎に祭るなり。

令義延喜式

神嘗祭カムナメ

新穀と天祖に奉らる、祭りて。太古以來今

に至るまでおはるとなし。古事記令義延喜式

新嘗祭ニヒナメ

天皇新穀と諸神に奉り。且自も聞し食したま

ふ祭りて。太古以來今に至るまでおはると

古事記令義延喜式 此他相嘗祭あり。その意新嘗

小同じ。

賀茂祭

賀茂別雷命。及び御祖神と祭る。上下二社合せ

て賀茂大神と云ふ。釋日本紀年中行 欽明天皇

の時。紀元一千二 始めてこの祭を行ひ。公事 嵯

峨天皇の時。紀元一千七 始めて齋院を置る。

尔後三百九十餘年。土御門天皇の朝以來。齋院

の儀絶えたり。齋院記 貴女抄。

小記

大忌祭

大和國廣瀨神水神を主として。龍田、風神と。六、御縣ミアガタの神を祭り。淫雨の災なく。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。北山抄。

風神祭

風神を主として。廣瀨の神。及び六、御縣の神を祭り。惡風ふくして。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。

鎮華祭

春花の飛散る時。疫癘を鎮遏する為ふ。大神オホカミ、狹

井の二神を祭るなり。令義解。延喜式。後世この祭絶え

たり。北山抄。江次第。

三枝祭

三枝の花もて酒樽を飾り。率川イサカガハ社を祭るなり。

令義解。後世この祭絶えたり。北山抄。江次第。

鎮魂祭

天皇の御壽長久。及び御魂を齋鎮する為の祭

儀あり。神武天皇の時より始まり。今に至りて

のほるとおし。令義解。今集。解。旧事本紀。

鎮火祭

火災を防く為の祭事なり。亦太古より行もる。

令義解。延喜式。

道饗祭

惡魅の外より來るものを防遏する祭事なり。令義解。

延喜式。

園韓神祭

園神ハ。大物主神。韓神ハ大年神の子と少彦名

命とよみて。古事記。大倭宮内省ニ鎮め奉る。古事

記。後世この祭絶えたり。

松尾祭

大山咋神。市杵島姫命を祭る。古事記。本大寶元

年始めて。社を建つ。江次第。

平野祭

今水神久度神。古開神。及び比咩神と祭る。貞觀

式。延喜桓武天皇の時。紀元一千四百年代始めて社を建

つ。類聚三代。格。江次第。

春日祭

鹿島香取の二神。及び天兒屋根命。比賣神と祭

る。文德實錄。延喜元年。元明天皇和銅年中。紀元一千

式。帝王編年記。藤原不比等鹿島神を氏神と崇めたれど。常

陸の地都より遠ければとて。皇后の御為。近
く春日の三笠山より移し奉り。地名ふ依て春日
神と申す。大鏡及裏書。外戚の權盛なるより及びて。齋
女を置き。神封を寄き。その盛なるを。伊勢神宮
より次ぎたり。三代實錄。延喜式。日本紀畧。百鍊抄。

大原野祭

春日神四座を祭る。桓武天皇延曆中。紀元一千四百四十
代始めて之を移す。春日社。舊都奈良よりあり
て。皇后の詣でたまふ。本社遠きを以てあり。
延喜式。公事根源。

この他。梅宮神ウメノミヤカミ今食イマケ神衣カミ八十島ヤソシマ御贖ミカド等小祀の祭
あまたあり。

朝禮の事

我朝家の儀禮。上古以來。歷朝の古例よりた
まひしものといへども。漢土の制をとられしも
のも少う。大寶制令より。貞觀延喜の頃より至
りて其儀大に備はりぬ。今分ちて恒例臨時の二
典とす。令義解。貞觀儀式。延喜式。

恒例

朝賀。これハ。毎年正月元日。天皇、皇后、大極殿より

行幸ありて。群臣の賀と受けたまふ大禮ふし

て。孝徳天皇以來の儀なり。日本紀 嵯峨天皇の時

紀元一千四百年 小至りて大備内裏式 延喜天

曆以後。朝拜ふきときい。小朝拜といふこと行

まろ。小朝拜とい。清凉殿ふて行公事 小儀ふ

り。中右記 又四方拜といふあり。同殿ふて行

い。これ公事 後世の儀なり。根源

元日セチエ 節會 これい。豊樂殿ラクダシ まで行公事 儀根源

て。上古よりありしものなり。日本紀 類聚内裏式 この

日。替奏、氷ヒ 様の奏、腹赤ハラカ の奏等あり。

白馬ハクバ 節會 これも正月七日。豊樂殿ふて行公事

馬寮メリヤウ の引馬を見たまふ式なり。當日舞臺と構

へて。舞姫の舞あり。類聚 國史内裏式

踏歌タカ 節會 これも正月十六日。豊樂殿ふて行公事

る。儀ふして。持統天皇以來紀元一千三百年 の禮

なり。古ハアラレハシリといへり。日本紀 釋男

女相唱和して。舞踏せしむ。後世ハ女踏歌の

行類聚 國史内裏式

以上。元日以下踏歌までを。三節會と稱し。年頭

の大禮とを公事 たまへり。後世を皆紫宸殿公事

行^ル事^ノ根^源

視^コ告^ウ朔^サ これハ。毎月一日天皇太極殿小出御ありて。前月の公文を進奏せしむる儀あり。蓋唐

の毎朔の賀ふ倣へるものなり。延喜式。名。後小

を。四孟月或ハ二孟月小のみ行する。と云り

し。亂世の頃小及びてハ。全く廢れたり。

射^{シヤ}禮^{ライ} これハ。上古より行する。大寶の制。正月中

旬を以て式日とも。天皇豊樂殿小出御し。親王

以下初位以上の射法と見たまふ儀なり。日。本

聚國史。令義。又射禮の翌日行ハる。を賭射と

云ふ。近衛兵衛の舍人等をして。射さしむる儀

あり。是等の事後世大らた廢れたり。公事。根源。

駒^{コマ}牽^{ヒキ} これハ。四月下旬天皇武德殿小出御あり

て。諸牧の馬を見たまふ儀あり。後世廢れたり。

真觀儀式。延喜式。公事。根源。西宮記。

荷^ノ前^{サキ} これハ。歳末は諸國貢調のものを擇び取

て。天祖を始め奉り。相當は預る神社。及び歷代

の山陵等小。幣物として奉りたまふを云ふ。延喜

式。釋。日。本。紀。真觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

陵四墓とふして。勲功の臣も幣帛と頒ちた

まふととをれり。三代實錄類聚符これも足利氏宣抄古事記傳の季世より廢れたり。

國忌 これハ先皇の崩日と祭らるゝとて。持

統天皇の時より始まる。色葉宇類抄引本朝月令大寶の制。

僧を請して轉經禮佛せしむ。治部省の掌る所

あり。令義解延喜式後世東西兩寺にて行ハる。維新の

後ハ。宮中皇靈殿ふてこの御祭あり。

この他、端午、曲水、菊宴、藤花宴、相撲等の儀數多あり。

臨時

即位 太古の世。即位の禮詳ならず。太祖神武天

皇橿原莫都以來。禮制漸備をれり。隋唐の交際

開けてよりハ。神器奉上の禮。其他三四の儀を

除きてハ。概彼邦の制を倣ひたまへり。參取日本紀真

觀儀式

さて即位と踐祚とハ。もとその別なく。淳仁天

皇までハ。受禪の日直ニ即位ありしハ。光仁桓

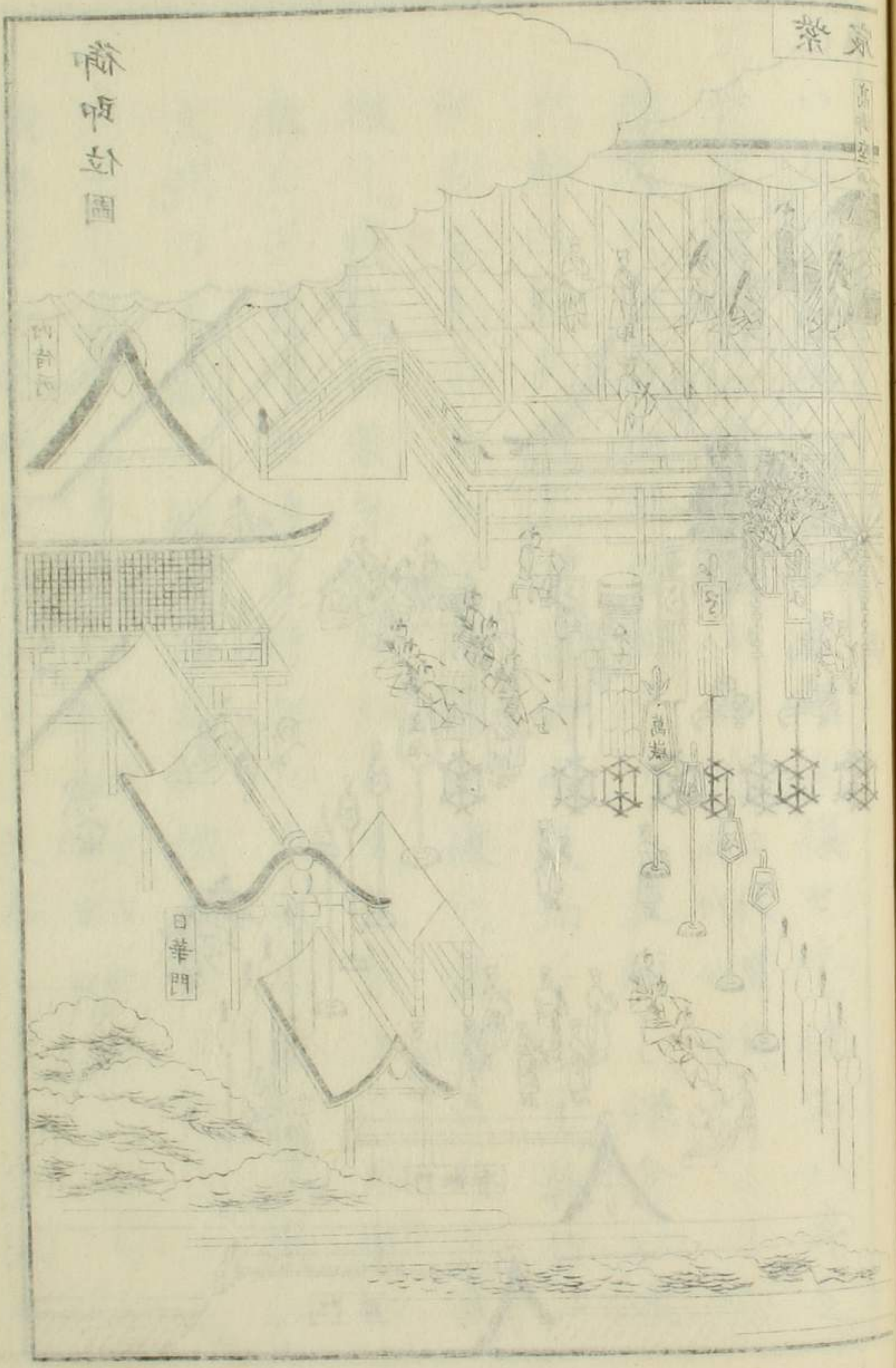
武平城以後。紀元一千四百年代受禪又踐祚と即位と時月

を隔つるハ。至れり。爾後遂ハ例とふり。式をも

別とせらる。踐祚讓國の儀ハ南殿紫宸にて行

それ。即位の禮ハ太極殿マテ行カル。一ハ神器
傳承の儀マシテ。一ハ百司萬民ニ告ケラル、
禮ナリ。貞觀儀式。皇
位繼承篇。

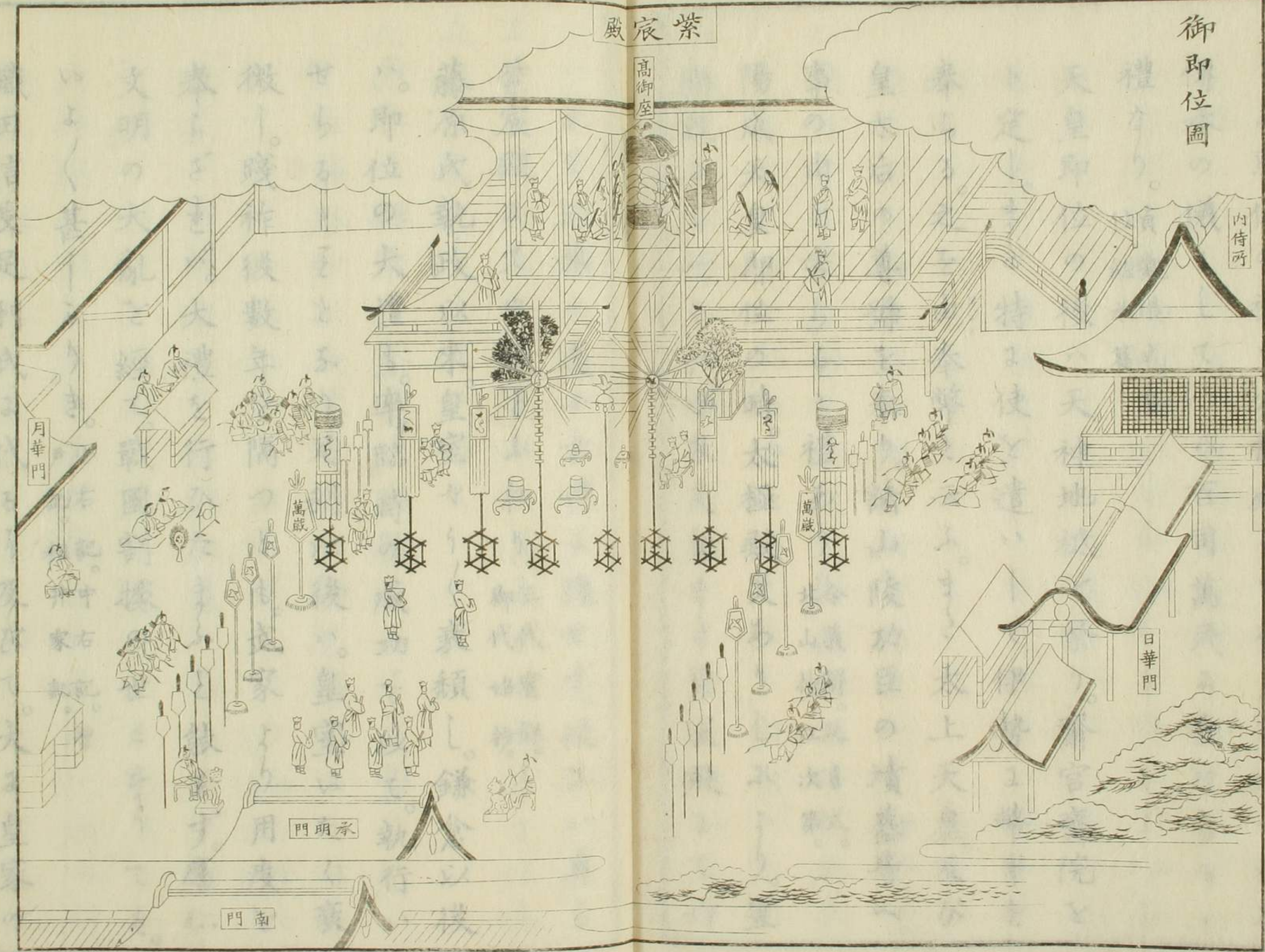
天皇即位の後ハ。天神地祇ヲ祭リ。齋宮齋院ヲ
ト定メ。ト特ニ使ヲ遣ハシテ。伊勢ニ幣帛ヲ
奉ラル。之ヲ由奉幣ト云フ。ト太上ニ天皇及び
皇太后ノ尊號ヲ奉リ。諸山陵功臣ノ墳墓等へ。
事ノ由ヲ告ラル。禮アリ。令義解。延喜式。
北山抄。江次第。
陽成天皇即位ノ時。太極殿災アリしト云フ。豐
樂殿マテ行カレ。冷泉天皇マテ紫宸殿マテ行カレ。

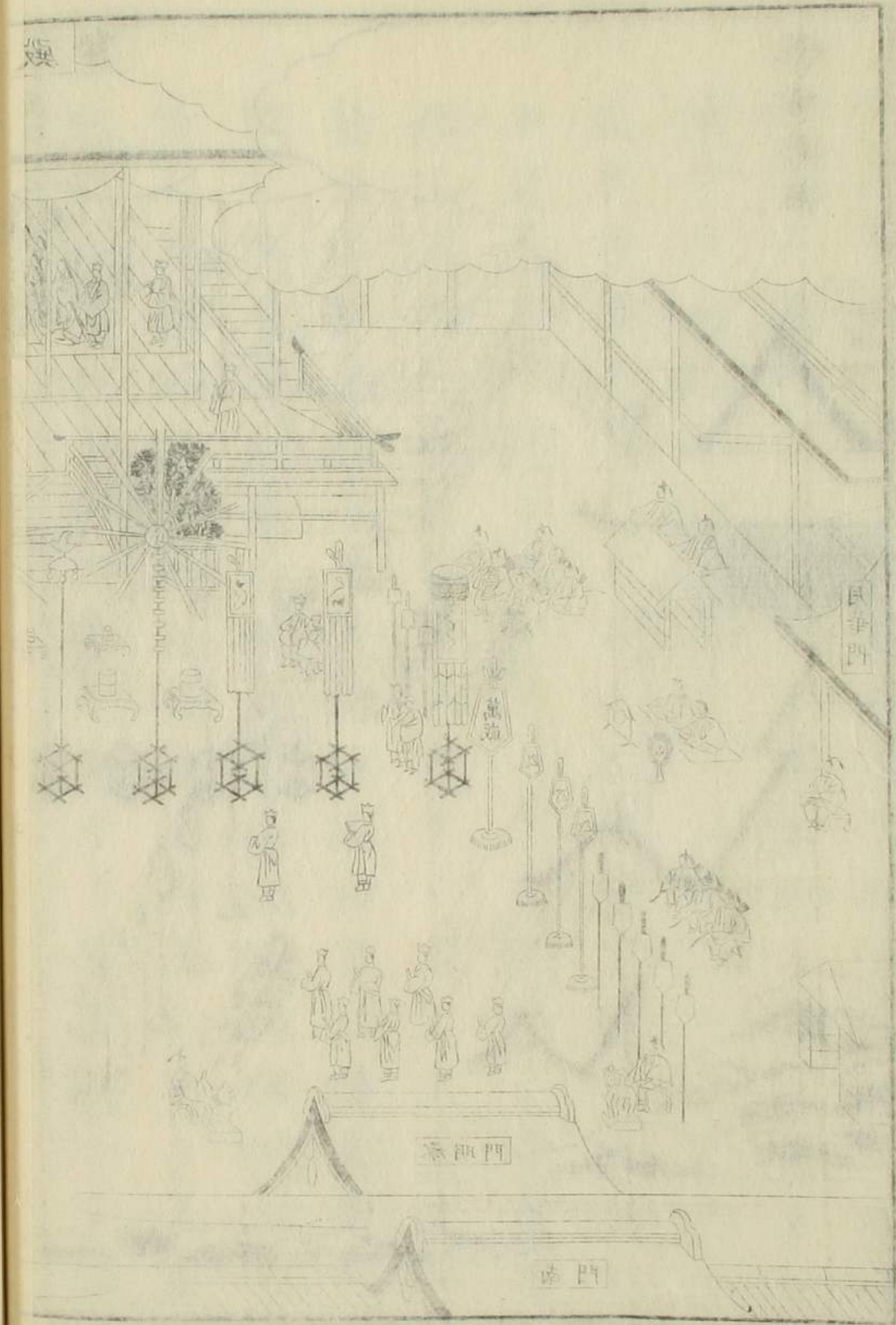


紫宸殿圖

御即位圖

紫宸殿





いれー以來い。遂小古禮を復せず。後小い専ら
 紫宸殿ふての儀とかれり。三代實録。御代始抄。

藤原氏執政以來。皇室やうく衰頽し。鎌倉以後
 い。即位の大禮も。率^子臨時の成功を以て。執行い
 せらるゝとふり。足利以後い。皇室いたく衰
 微し。踐祚後數年を隔つとも。武家より用度と
 奉らざるべ。大禮を行ひたまふと能はず。應仁
 文明の大亂を経て。戰國割據の世となりてを。
 いよく甚しありき。小右記。中右記。平
 戸記。叔井家記。
 織田信長足利氏を代るり及びて。大い皇家の

禮典と。復興せむ志ありし。遂に果さば。徳川氏執政の頃より。四方無事なりければ。踐祚後一年を隔て。即位の禮を行ひたまふとこなまり。その儀素より貞觀延喜の盛不及むずといへども。大に中世の衰を起したり。信長記。近代公事次第。維新後明治元年即位の禮を舉行せられ。臣民再び祖宗の遺典と。仰望をるを得たり。立后す。すでふ后妃の条といへり。立太子。立太子。皇后の所生を以てをると法とす。紫宸殿よての儀あり。日本紀以下國史。延喜式。江次第。

元服。これハ天皇初めて首服を加へ給ふ儀にして。清和天皇以來紀元一千九百二十年の例あり。三代實錄。元服私抄。維新後廢せらる。大喪。大喪の禮。太古以來略備はれり。上古は。殯宮大夫ありて。殯殮の事を掌り。遊部アソビの民ありて。梓宮スサノ供奉するを職とせり。日本紀。古事記。今集解。大寶の制。治部省として凶儀を掌らむ。今義。禮樂初志。その作法。時々臨みて定制あるとあし。の持統天皇火葬と始めたまひ。聖武天皇佛式を用ひられしより。古制次第に變替し。歷代概

薄葬に從ひ。山陵國忌を興さず。後光明天皇崩

御の時。火葬の儀を止められき。續日本紀以下國史。正保野史。

朝覲。これハ天皇、太上天皇、皇太后を省覲して。

孝道を盡したまふ儀にして。嵯峨天皇の時よ

り始まる。類聚國史。公事根源。

御賀。これハ。天皇の寶算四十或ハ六十不滿た

せたまふ時。中宮、太上皇、太子、諸親王、大臣等よ

り。賀辭賀物を上る儀あり。類聚國史。北山抄。

この他猶多あり。

兼平天曆以降。紀元一千六百年代朝政年と逐て衰頽せし

る。恒例臨時の禮典共小。昔日の如くならず。却

て瑣小の儀文を逐ひ。之を年中行事と稱す。それ

も鎌倉以來。武門專制の世を経て。多くハ廢滅し。

維新の後。恒例の公事より。朝賀四方拜等を存せ

ず。其式ハ大小沿革せり。

又廢朝廢務といふ事あり。廢朝ハ天皇朝政小臨

みたまいざるのこふて。諸司の政ハ恒の如く。廢

務ハ諸司をべて。政をせざるなり。さて廢朝ハ概

三日小して。廢務ハ多くハ一日ハ限るとなり。こ

れ萬機の政ハ。數日棄ておくべらざるハ依り

てなり。禁秘抄 西宮記

大寶の制。大陽虧けたる時ハ。天皇事と視たまは
レ。百官各本司を守りて。務と理めど。又先皇の崩
日を廢務とす。其廢朝ハ。天皇二等以上の親。及び
外祖父母。右大臣以上。若ハ散一位の喪等ホシテ。
天皇事と視たまはざると三日。又三等以上の親。
百官の三位以上の喪も。天皇事と視たまはざ
ると一日なり。令義ももく。廢朝の時も。音奏警蹕
を止め。内印を請いど。清凉殿の御簾と垂る。禁秘抄
近來廢務の事もたれて。廢朝のも行なる。又御物

忌とて。陰陽家の説盛も行なれて。凶會日。坎日。復
日ふどいふともあり。拾芥抄 禁秘抄。明治維新の後ハ。
廢せられさり。

詔勅の事

上古を。王言總てられを。ミコト又ハオホミコ
トと稱へたりき。隋唐の制と採用せらる。及
びて。詔勅の制あり。日本紀
凡、臨時の大事ハ詔と稱へ。尋常の小事ハ勅と稱
ふ。されば。儀を整へ。百官と集めて。宣聞とる。詔
となし。然らざば。勅とふを。故ハ外國使ハ

命と傳へ。改元、改錢、大赦の類を詔書と稱へ。自餘を勅旨といへり。今義解。西宮記。

凡、大事と。外國使よ宣とる詔書よは。冒頭に。明神アキツミカミト御宇日本、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その次事よ

い。明神御宇、天皇、詔旨と云ひ。朝廷の大事よを。明神御大八洲、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その中事オホヤシマクニシロシメス

よい。天皇詔旨と云ひ。小事よを唯詔旨と云ふ。その結語よを。俱よ咸聞と云ふ辭と置く。今義解。

凡、詔書を出したまふむふを。まづ内記中務に屬す命じて。草案と作りしめ。可なる時い。その年月の

下ふ。日と宸署したまふ。御畫日訖と。中務卿と召して。之を給ふ。卿受て大輔よ宣と。大輔奉じて。少輔よ付と。即、御畫日あるゆれい。留めて案と為し。別ふ一通と寫して。太政官よ送る。太政大臣以下連署して。大納言更よ之と覆奏と。この時。年月日の次よ。可字と宸署したまふ。即、御畫可あるものと留めて。案と。別よ數通を寫して。天下に發行と。その式左の如し。

詔書式

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月日

可

中務卿若しあらざる時ハ。大輔の姓名の下ニ。宣

と注シ。少輔の姓名の下ニ。奉行と注シ。大輔

在らざる時ハ。少輔の姓名の下に。併せて宣奉行

と注シ。若し少輔以上あらざる時ハ。餘官の見在

る者これふ准む。令義解。内裏式。

勅旨式ヲ。勅命と受を。行者。直ニ中務省ニ来り

て之と傳ふ。御畫日なり。中務省覆奏畢れば。式小
依り署を取り。太政官よ送る。官更よ覆奏せむ。故
よ御畫可の儀もふし。この他。論奏、奏事、便奏の式。
皇太子令旨、啟、奏、彈等の式あり。御畫日ハ或ハあ
り。或をなす。令義解。
内裏式。

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉 勅旨如右符到奉行

年月日

史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

維新の後。詔勅異式なりといへども。大事ふり詔
と稱して。勅と稱せむ。その他。勅諭勅語の別あり。

詔勅の式ハ。一ふらむといへども。首ハ詔勅の旨
を書き。終りに大臣名と署する例ナリ。圖書寮
記録
又宣命センミツといふとれあり。邦語と以て。王言を臣民
ハ宣布センブする義ナリ。上代も。總て言詞と以て。宣布
せしと。漢文の詔勅の制定ありて後も。神社山陵
の告文。即位。立后。立太子。任大臣等の大事ハ。猶
國語を以て宣告なり。之を宣命と稱して。漢文の
詔勅と並び行なれり。延暦以後宣命の用。漸一
變し。神社山陵の告文。恒例の公事ハ。用ふる
ととなりし。即位。大嘗會等の大儀ハ。猶宣

命大夫の宣制の儀ありしハ。古禮の存せるもナ
かり。さして朝儀の宣命と。神社山陵の告文とい。近
代まで行なれ。詔勅の外。別ハ一体ありし。ふ。禁
秘
抄。北山抄。類
聚符宣抄。
維新の初ハ。神祇山陵の告文ハ。之と用ひし
る。後宣命の稱を廢し。天皇親祭したまふも。御
告文と稱し。勅使の奏するを。祭文と改めらる
たり。圖書寮
記録
又宣旨といふけり。もと勅旨と宣傳するの義よ
りかこれり。然るも。その後一轉して。別ハ口勅を

傳宣もる。一の簡便法といなりたり。宣旨も種々あり。大臣宣し。辨官奉むるものを。大宣旨といひ。大臣より。辨官も傳宣して。在京諸司も下さしむるものを。小宣旨と云ひ。辨官より。太史も傳宣して下さしむるものと。口宣と云ひ。辨官より國司も下さしむるものを。國宣旨といふ。此他宣旨と下すは先ち。太政官より下さしむるものあり。これと官宣旨といふ。維新の後。總て是等の名稱ハ廢せらる。令義令

集解。西宮記。圖書寮記録。

印璽の事

大寶の制。印璽も内印外印の別あり。内印ハ方三寸。文も天皇御璽とあり。御所に收めて。少納言の請進を掌る。五位以上の位記。及び太政官より下す詔書勅書。官社も預る神祇得度。還俗。官負と増減し。驛傳と遣し。驛鈴を下し。新任の國司諸司外國も在る者の任も赴き。五位以上畿外も出て。兵庫器仗と出納し。正税と用ひ。課役を蠲免し。調庸物色を輸し。又人も官物公地封戸雜田と賜ひ。收穀を遷し。百姓籍も附き。貫と移し。姓を改め。蕃人國も還る時の馬。又郡驛と廢置し。罪と斷じ。禁

内印圖 原圖四分一



天平勝宝
八歲七月
八日天平
宝字四年
七月廿三
日勅書所
印

外印圖 原圖四分一



貞觀九年
八月官牌
十八年
月日官
符所印

制し。賤と放ち良し従ふ等の類
あり。并ふ内印と請ふ。これを璽
書。まゝ内文と云ふ。令義解類聚
外印の方二寸半。文は太政官印
こあり。六位以下の位記。及び太
政官。諸司。諸國。ふ下と文案。印
し。少納言これと監視と。之と外
文と云ふ。
凡内外印と請ふ文書。外記細
ろに檢察を加へて。印と檢と。諸

石山寺什太政官符縮寫

文官符 治部省

學僧空海
石去延曆廿二年四月七日出家
兼知入
藤原貞嗣
左史正六位上武生宿禰真象
延曆廿四年九月十一日

中古官の文書に印璽を鈐する状概此の如し

省臺寮司坊の印ハ。方二寸二分なり。弘仁以來。藏人所とあられしより。少納言の職掌藏人又遷れり。

これ中古以後の變なり。類聚符宣抄。北山抄。職原抄。

維新のちどめハ。旧式に依らしむ。後内印外印

の稱を廢し。御璽及び國璽の二とす。御璽を方

三寸。専ら朝廷の大事不用ひ。國璽を方三寸。文

大日本國璽とあり。外國に對する時。多く用ひ

らる。圖書寮記録

改元の事

上古は年號なし。孝徳天皇元年乙巳の歳と。大

化と號せしむ。これ年號の始めなり。六年長門よ

り白雉と獻するもあはれよりて。白雉と改め

られぬ。その後。齊明天智の二帝ハ。年號と建てら

る。天武天皇の時。白鳳朱雀の號あり。持統天

皇の時。まゝ年號なし。文武天皇五年。對馬より金

と貢せしと以て。大寶と号けらる。以後歷代相沿

て。即位。祥瑞災變等も。改元せしむ。例とされ

り。日本紀。續日本紀。以下國史。又辛酉甲子の年。ハ。必改元あり。

之と革命と云ふ。蓋漢土緯書の説より起

りしものなり。革命勘文。

又一部一元と云ふとありて。六甲六十年と一元とし。壬戌より始まりて。辛酉より終る。是を二十一合せよふと一部と云ふ。部を辛酉より始まりて庚申より終る。神武天皇元年辛酉より。齊明天皇庚申まで。千三百二十年。これと一部とを。同天皇二年壬戌より。推古天皇九年辛酉まで。千二百六十年。これを廿一元とす。この年數同らざるは理由を。部首辛酉の年より。一元六十年と除きて算ふべきなり。これより。辛酉の年改元。ゆふとなり。通制度明治元年より。勅して從來の例と改め。一

代一號を用ひらるゝと定められり。

憲法類編

古來年號を定むるは。先づ學士として。文字を擇む。その吉凶を討議を。これを難陳と云ふ。議定りて奏聞をれば。天子まづその号と宸署したまひ。さて後詔を下して。天下より布告したまふとあり。この儀近世より至るまでかゝるとなし。禁秘抄。改元記。

頒曆の事

我邦より曆を用ふるとい。推古天皇の十二年に始り。紀元一千二百六十四年然れども其前既に曆數なり

ふあ〜。三年八年とうぞへ。八日七夜といふが如き。或は春夏秋冬と神の名を負ひしが如き。神代より其稱見えたり。日本紀。されど其人存せど古事記。れむ其法も傳へらむ。委しき事知るよ由なり。たゞ月の明晦よりて。十二月と分ち。氣候の寒燠よりて。四時と定め。極めて粗略かりしものなるべし。固より簡樸の世れ事なれば。精密なる推歩の術なくとも。事足りぬべけむなり。参考。天朝無窮曆。年と月とふ干支を配するあり。漢土の曆法

渡りて後のことなり。古史は。是歳大歳甲寅ふど〜いりめ〜く書きたるを。史官の逆算して當てたるなりといひ。外交開をし後不及び。欽明天皇の十四年。紀元一千二百一十三年百濟國は勅して曆博士と番上せしめ。曆本とも徴されし。いりなる故もの。五十年を経て。推古天皇の十年。百濟僧觀勒來朝して曆本と獻ず。陽胡史祖玉陳として其法を學びしめ。十二年正月より始て曆日を用ひらる。畢竟諸制度漸く漢土に倣ふに至り。曆日も彼と同じきう便よけ

ればなほべし。此後曆法度々の變改あり。日本紀。政事要

畧。參取。白石遺文。

元嘉曆 推古帝の十二年正月より行てる。即上

べたるもの。 儀鳳曆 持統帝の四年紀元一千三百三十九年より兼行い

る。後専ら儀鳳曆を用ひらる。日本紀。三代實錄。三

大衍曆 淳仁帝天平寶字七年紀元一千七百一十七年より

用ひらる。續日本紀

大衍曆 文德帝齊衡三年紀元一千五百一十六年より兼用

ひらる。文德實錄

宣明曆 清和帝貞觀三年紀元一千五百一十一年より用ひ

らる。三代實錄 此曆行ハる事八百二十餘年。最久

し。されど曆法の精しきやはあ〜ん。時ふ錯誤

ありしゝども。朝政衰へ世亂きて。其差謬を正

ともおふありし故なり。取百鍊抄。年中行事秘抄大意。

貞享甲子曆 靈元帝貞享元年紀元一千七百四十四年より

用ひらる。これより以前の曆ハ。皆支那の成曆

と採りて用ひらるしと。此時澁川春海元明の

曆を參酌して新ふ造りしものなり。文藝類纂

寶曆甲戌元曆 桃園帝寶曆四年紀元一千七百四十四年より

天平勝寶八歲具注曆 觀古襍帖所載縮寫

廿日辛巳金除	歲位天恩母倉叔宅療病以竈克	陰
廿九日壬午未滿	歲後天恩九吹殿	曠眩
廿日癸未未滿	正道丁亥月敏在辰七府在寅	足跛
胃大	人道丁亥月敏在辰取庚吉者	時甲庚方乳與良
氣西		丙七 申癸丁
月源在庚		

嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏縮寫

嘉元五年具注曆日	丁未歲	九三百五十四日
大歲在丁未	大將軍在卯	大陰在巳
歲德在北宮主	歲刑在丑	歲破在丑
歲教在戌	黃播在未	豹尾在丑

貞應二年癸未假名曆 好古日錄所載縮寫

六月大	あり
一とろのくさるのく	ののの
二とろのくさるのく	ののの
三とろのくさるのく	ののの
四とろのくさるのく	ののの
五とろのくさるのく	ののの
六とろのくさるのく	ののの
七とろのくさるのく	ののの
八とろのくさるのく	ののの
九とろのくさるのく	ののの
十とろのくさるのく	ののの

延寶四年片假字曆 同上

十月大	トウウニワニアリ
一とろのくさるのく	ののの
二とろのくさるのく	ののの
三とろのくさるのく	ののの
四とろのくさるのく	ののの
五とろのくさるのく	ののの
六とろのくさるのく	ののの
七とろのくさるのく	ののの
八とろのくさるのく	ののの
九とろのくさるのく	ののの
十とろのくさるのく	ののの

用ひらる。安倍泰邦澁川光洪等の撰定せし
所なり。文藝類纂

寛政曆 光格帝寛政十年紀元二千四百五十八年より用ひ

らる。これ麻田剛立の門人高橋至時間重富等。

幕府の命と受け。清曆ふ據りて推歩考訂せし

所なり。星學史

天保壬寅元曆 仁孝帝天保十三年紀元二千五百零二年

より用ひらる。幕府洋曆と參酌して造れらる

り。星學史

太陽曆 今上の明治六年紀元二千五百三十三年より行へ

明治史要

推古の朝ふ支那の曆法を用ひしより。凡十度改
まりたり。

大寶の制。中務省の被管は陰陽寮あり。天文曆數

と掌り。曆博士曆生等ありて。曆を造り及び其法

を傳習も。年毎は預め來年の曆を造り。中務省は

申して奏聞し。畢て内外の諸司に給を。後世まで

もこれを御曆奏とて。禁中の一儀式となり。義今

解。延喜式。北山抄。公事根源。

中古。曆は具注曆と。七曜曆の二種あり。共は卷本

具注曆ふを假字本あり。當時板行の事も希なりきれば。皆謄寫して之を傳ふ。其體式ハ圖ニ示をり如し。後世頒曆行とれどありしより。民間ニ私曆と造りて通用するもの往々あり。伊勢曆。三島曆。會津曆などの類あり。文藝類纂

宮殿の事

太古よを。宮殿と稱へてミアラカ。或ハミヤといへり。千木チギと上げ。鯉木カヅラギと置く。今の神宮の制乃如し。應神天皇以來。紀元九百年代韓國の工人。屢渡來して。建築の法。稍く彼風と交へ。猪名部イナナベ工人とツム者

の一族専ら之を掌りふき。皇極天皇の時。始て唐風オホヤマトノ小準據して。大安殿オホヤマトノと作らる。日本紀古事記文武天皇。大寶元年。詔して宮城建築の制と定む。元明天皇の時。平城宮を造る。然れども共ふの詳キコトふると知ると能シむ。桓武天皇。延曆十三年。元紀一千四年。都を山城國葛野郡宇陀邑ウダノに遷し。宮城と經營シむ。これを平安城と云ふ。南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈なり。こノふ於て。結構規模大ニ備ハれり。朝堂院。豐樂院。内裡。中和院。武德殿。真言院。等あり。その他。官省寮司皆この中ニふ

何り。續日本紀拾芥抄。

大極殿ハ。朝堂院又ハ省院の正殿云ふ。天皇朝政と聽きたまふ所なり。後房と小安殿と云ふ。正殿前東西ふ分きて。昌福、含章、承光、明禮、暉章、康樂、以上東延休、含嘉、顯章、延祿、修式、永寧。以上の十二堂あり。又蒼龍、白帟、栖鳳、翔鸞の四樓。及び東西の朝集堂あり。

豐樂院ハ。宴會を行ふ所云ふ。正殿を豐樂殿と云ひ。後房を清暑堂と云ふ。左右は東華、顯陽、觀德、延英。以上西華、承歡、明義、招俊。以上の八堂。並は栖

霞霽景の二樓あり。

真言院ハ。豐樂院の北あり。僧侶の參集して。修法をる所なり。

武德殿ハ。真言院の西ふ何り。もと馬埒殿といへり。騎射競馬等と觀たまふ所なり。

中和院ハ。真言院の東ふして。又中院ともいへり。正殿を神嘉殿と云ふ。天皇親祭の所なり。

内裏ハ。即皇宮なり。紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀。以上春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀。以上安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華。以上の諸殿あり。

之を總稱して宮城と云ふ。四方ふ各三門を開く。

朱雀。美福。皇嘉。南陽明待賢郁芳。東殷富。藻壁。談天。

西偉鑿。安嘉。達智。北とつふ。大内裏圖。拾芥抄。

高倉天皇。治承元年。宮城焼亡を。禁中のと僅よそ

の災を免うる。そとく延喜以後皇室衰微し官庫

空乏せしより。朝堂豊樂院内裡その他官舎の

顛倒破壊としも。修繕すること能はず。遂は皇

居を宮城外となり。之と里内裏といひり。それも

焼亡し。遷御屢ありき。後又内裏を再建したるも。

治承の焼亡以來。更ふ再建の舉もふく。大極殿

の儀を。率祢紫宸殿ふて行をる。ととたり。武

門執柄以來。益衰頽よのみ陥りたり。日本紀略。百鍊抄。盛

衰記。江次第。

維新の後。皇駕江戸に遷幸し。都をこの地と定め

て東京と稱へ。徳川氏の舊城を以て。皇居ふ充て

られし。明治六年炎焼以來。赤阪離宮旧紀伊と

假皇居となりたまひ。更ふ舊地を築造し。本年一

月工事了り。古制を依りて。之を宮城と稱へ。以て

萬代不易の宮殿といかりたまふり。明治史要。官報。

山陵の事

山陵古ハミハカともいひ。又ミサ、キともいへり。神代の三陵ハ。今も日向國ニありといへど。其制ハ明あらず。神武天皇より後ハ。大抵丘ふよりそへて御陵と作る。大凡開化天皇の頃より後又至りて。次第ふ備そりぬ。其制山ニ依りて築き。大抵前と方ふ。後を圓くして。三段又造り成したるものなり。圓き方と高くして。此下又石擲を設けて御棺と納め奉る。方なる方々や、平るして。圓き方と前後相接を。其間ハや、卑し。左右ふハ圓き丘を築き。四圍又ハ池溝を鑿廻らせり。

用明天皇より後ハ。紀元一千年二百年代この制聊變り。方なる方ハなくして。圓丘のものと作る。山に依りそへたるもあれど。平地ふ土を盛りて築きたるもあり。其中ふ石室を設けて。石棺を納め奉る。石を疊みて墓道とし。室内に往来せらるべく。造りたるもあふなり。いづれも北域方二三町まで。廣大なるも乃ふ。中にも仁徳天皇の山陵ハ。方八町まで諸陵中最高大なり。然るふ。持統天皇始て火葬ふせさせ玉ひ。元明天皇と遺詔して。薄葬せしめられしるハ。之より

陵制漸く卑小となり。それも朱雀帝以後元紀

一千五六 設けらるる。大抵火葬の後。御骨を元紀 寺

塔に納むることとなり。武家の世となりて。京都

の泉涌寺を以て。毎又御葬地といふ元紀 たまひた

りき。山陵志。前王。庶陵。記。奥津城。乃沙汰。

大寶の制。治部省の被管。諸陵司ありて。大喪山

陵の事を掌れり。天平中元紀 は。臨時ふ山作司山陵

の職。養役民司。其役民を救。なごの職と設けられ

し。ことあり。陵地といふ。陵戸として。陵守の民を置

られ。陵毎ふ定員ありしなり。朝廷衰へてより元紀。

これらも退轉して。御歴代の中元紀 は。山陵の所在

未分明なり。なごあるを。かゝる御事といふ

べし。令義解。續日本紀。山陵志。陵墓一覽。

我邦といふ。宗廟として。祠社ふして。祭ること元紀 なるし。

されば。中納言藤原吉野元紀 は。山陵元紀 は。猶宗廟の如し。

も。宗廟をければ。臣子何を以て仰元紀 ぐむと言ひ

し。ことあり。斯の如く。なれば。古山陵元紀 を。甚尊崇

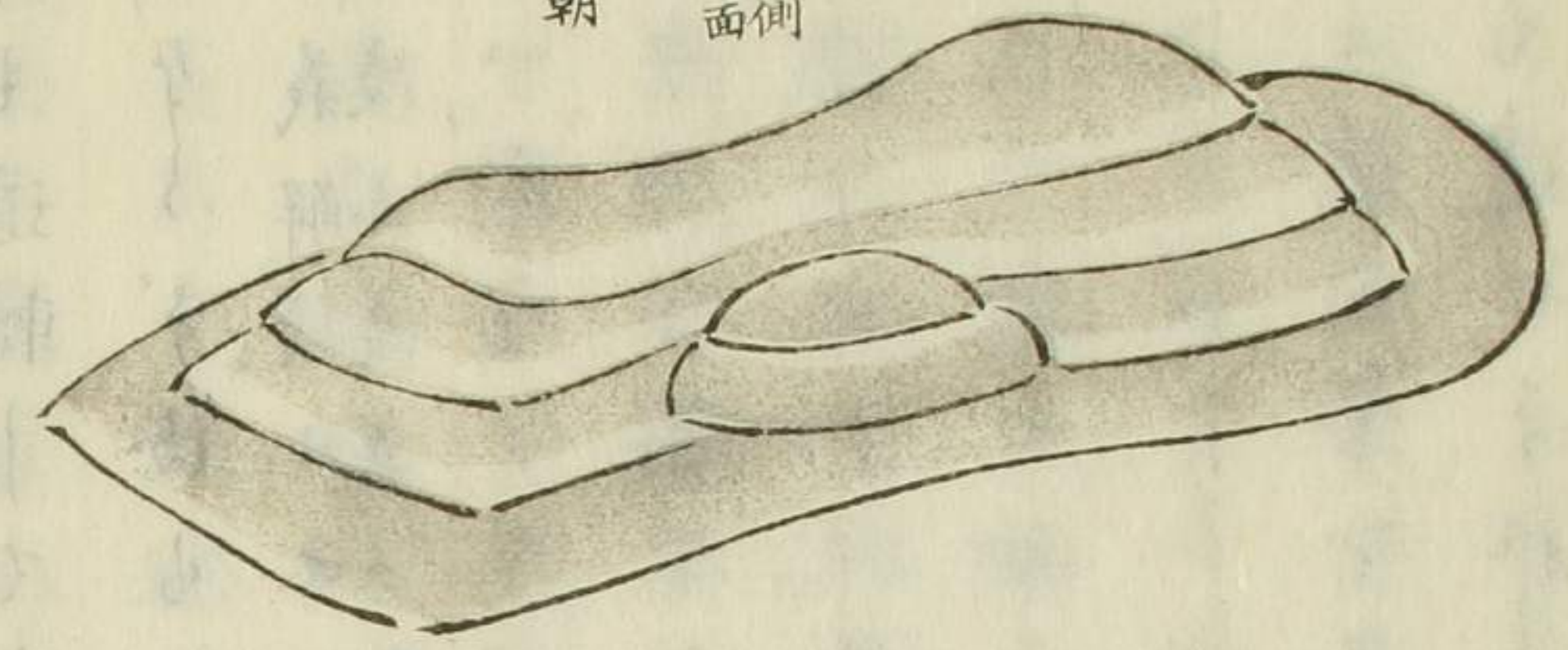
して。中元紀 も。重なる。十陵を近陵。其外を遠陵と定

めて。年々。荷前幣を立てられ。又事あり元紀 ば。臨時ふ

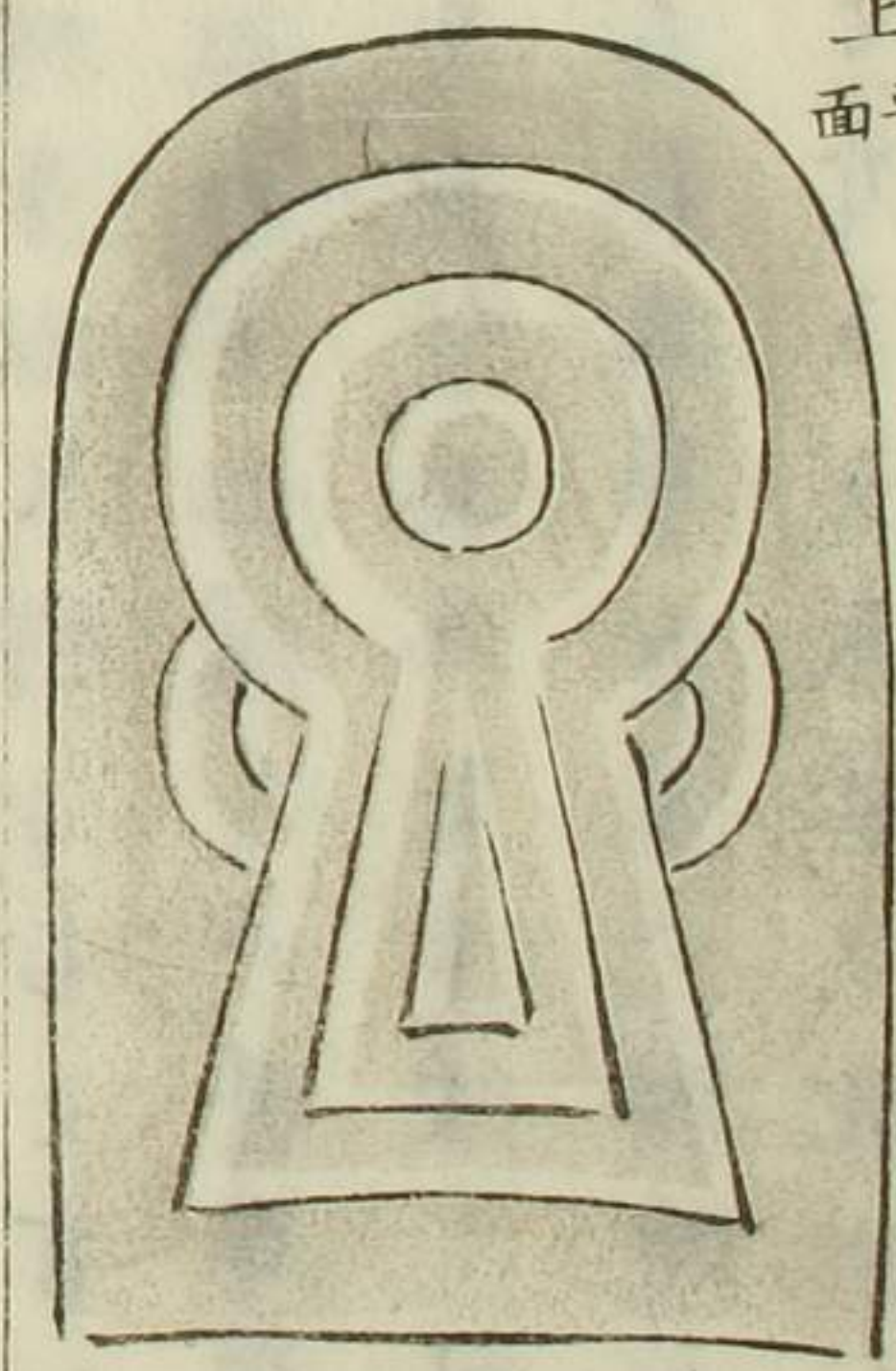
勅使とも遣元紀 へ。なれし。ことなる。武家の亂世元紀 なる

上古山陵圖側面

自上古至敏達天皇朝陵制如此

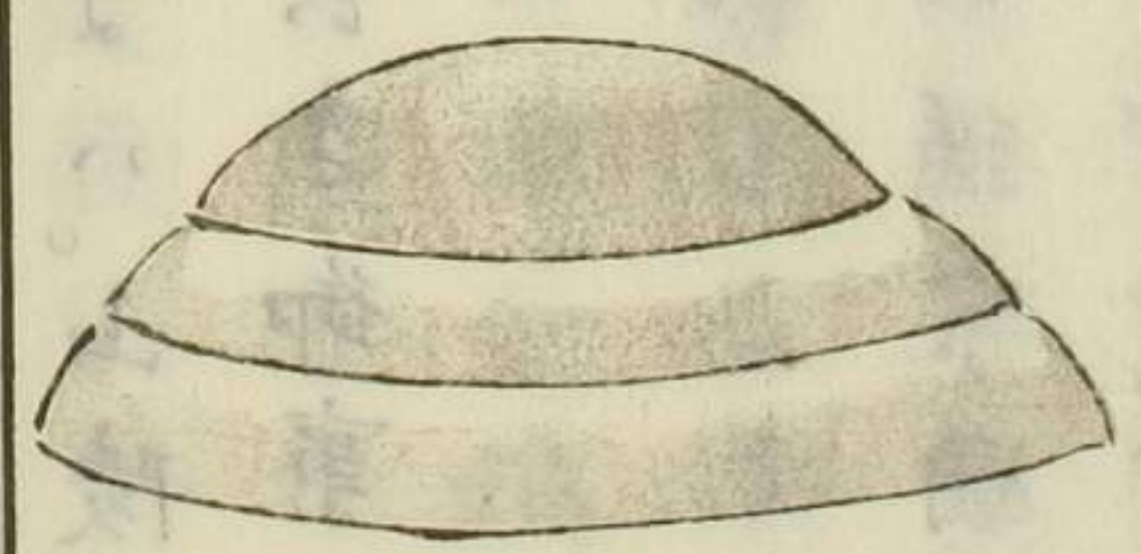


同上平面



中古山陵圖

用明天皇朝以後陵制大抵如此



ハ。かゝること絶えたりしを。近代古も復させ
たまひぬ。續日本後紀。延喜式。儀。式。山陵志。

樂舞の事

歌舞音樂の事ハ。太古よりそやく有りそめて。専ら祭祀及び饗宴に用ひられたり。三韓内附するに及びて。各その國の樂と獻じ。推古天皇の時。厩戸皇太子。主として之を佛事齋會に用ひらる。隋唐の交際開けて以來。彼土の樂も傳來せり。古事記。日。大寶の制。雅樂寮ありて。文武の雅曲。正儻。雜樂と掌る。爾來我國の古風と。大歌立歌と稱へて。

嚴しき朝會ふ用ひ。久米舞。吉志舞等の類を。大記の時は奏せられ。唐三韓の樂ハ。佛會及び内宴ふ用ひらるること。なりき。今義解。歌舞音。樂畧史。

聖武天皇の時。紀元一千三百八十九年代。天竺の僧渡來して。

彼土の樂とも傳へ。弘仁承和以來。紀元一千四百年。代ハ。唐

樂の専ら流行して。古風の樂を。纒ふ大嘗會の

如き。神事のみ存し。延喜以後。紀元一千五百年。代ハ。朝會

も。唐三韓の樂舞の用ひらるるに至りて。古

樂遂ふ廢れり。爾來催馬樂といふ歌謠。盛ふ行

たれ。後ハ。朗詠。今様及び田樂。猿樂の滑稽。白拍

子の女舞等。次々ふ行えられて。遂ふ各其家と爲さ

ふ至れり。歌舞音。樂畧史。

鎌倉以來。北條氏の時ハ。田樂最盛ふして。足利氏

の初ふ至りても。尚衰へざりしが。終ふハ。僧家の

延年。及び白拍子等の舞態ふ據り。能といひて。一

種の巧なる舞をおこし。寶生。觀世。金剛。金春の四

座。其業と盛ふとしより。古への猿樂の滑稽ハ。狂

言となれり。又中古の末より。琵琶法師とて。平家

の物語と。琵琶ふ合せて。謠ふこと流行し。足利氏

の時ハ。一變して。やゝ俗ふ近き淨瑠璃とかり。

三絃渡来して後。慶長の頃より。紀元二千年これ小合せて語ることとなりて。種々の新曲も起り。多くの流派を生じしり。舞も白拍子の舞。變じて曲舞。幸若コウワカとなり。又變じて。阿國が歌舞伎となり。終ふに人情世態と。其まゝ寫せる。今の演劇といふれるなり。歌舞音いま古へは行をれし。舞樂の重なるものを舉げし。左の如し。

久米舞。大嘗會の時小行する。琴取二人。舞者八人。大伴琴と彈じ。佐伯刀を執り。蜘蛛斬の状を作す。今義解。貞觀儀式。北山抄。江家次第。二氏供奉して。世々絶ゆることなし。

ることなし。

隼人舞。大嘗及び新嘗會の時行する。ハスリノ火闌降命の子孫。世々相傳へて之を供奉す。日本紀。今集

五節舞。大嘗及び新嘗會の時行する。天武天皇の時より始まる。日本紀。續日本紀。貞觀儀式。延喜式。

吉志舞。まこと吉志部樂といふ。大嘗の時之と奏す。世々安倍氏の供奉せしところなり。その初

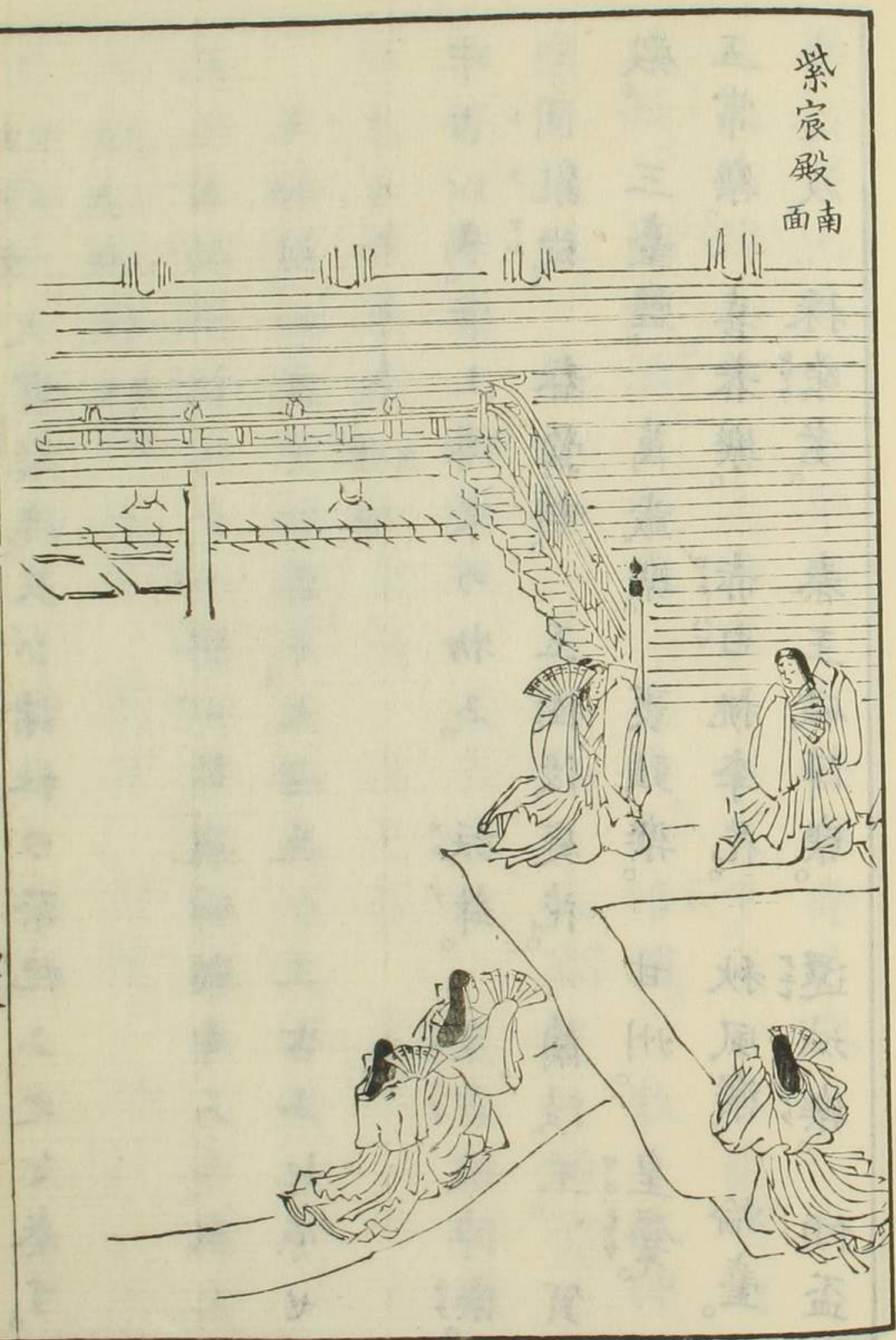
め。大嘗の日小奏せしふより。一ふ大嘗會舞といふ。續日本紀。三代實錄。北山抄。引吏部王記。

倭舞。もと大和國より出でしをもて。名けしり

踏歌節會
舞妓圖
画所預春日
光長の年中
行事画卷を
抄出す



紫宸殿
面南



蒙古抄。童 大嘗。鎮魂。及び諸社の祭祀。小之と奏す。

貞觀儀式。延喜式。江次第。

此他國。柶。踏歌。及び小墾田舞。飛驒樂等あり。孰も

も和琴。和笛を合奏す。太古及び上古。小起原せ

しものなり。禮樂志

中古以来。唐土傳來の物。小。振舞。皇帝破陣樂。

團亂旋。春鶯轉。玉樹後庭花。蘭陵王。賀

殿。三臺鹽。萬歲樂。裏頭樂。甘州。皇輦。

五常樂。喜春樂。赤白桃李花。秋風樂。輪臺。

青海波。採桑老。秦王破陣樂。還城樂。傾盃

樂。賀王恩。太平樂。打毬樂等あり。

又天竺。韓土等より傳來せるもの。小。菩薩。迦

陵頻。胡飲酒。安摩。二舞。倍臚。散手破陣

樂。拔頭。蘓合香。萬秋樂。蘇莫者。獅子。

拍梓。貴德。新靺鞨。崑崙八仙。蘇志摩利等

あり。又新鳥蘇。古鳥蘓。退走禿。皇仁。林下。

納蘓利。綾切。白濱。地久。長保樂。石川

等。その傳來詳ならざるもの多し。孰も。晉鼓。

大鼓。鉦鼓。銅鈸子。莫目。拈鼓。揭鼓。奚

婁。箏。篳篥。簫。琵琶。答生。篋篥。方啟。箏。

横笛。五絃。尺八等とあり。一奏と。教訓抄。歌舞音樂畧

嵯峨天皇。仁明天皇。殊ふ唐樂を好ませたまひ

しうば。我邦にて新製せられし樂少からず。北

庭樂。承和樂。春庭樂。央宮樂。感城樂。胡

蝶。延喜樂。放鷹樂。應天樂。清上樂。長慶

子等是なり。教訓抄。歌舞畧。史。これらの樂舞の中。亡び

たるもあれど。大抵猶樂家より傳えり。

神樂。カグラ天鈿女命の神態より起れり。その器。琴笛と

用ふ。古語拾遺。貞觀儀式。清和天皇。神樂歌を撰定したま

ひしより。歷朝和舞と共に之を神事と奏せら

る。貞觀儀式。中山抄。醍醐天皇。勅して神樂譜を定め

らる。其後其歌章を定めて三十八曲と名。今傳

えるもの是なり。悦目抄。その曲。おのづか本歌末

歌あり。音節まこと種々の法あり。皆樂家の傳ふ

るところなり。奈良朝以來ハ。清暑堂にて。臨時

神宴の時。御神樂ありし。一條天皇の時より。

隔年十二月必禁中ふて行せ給ひ白河院以

後ハ。毎年の事となる。これを内侍所の御神樂

といふ。人長の舞あり。後世伊勢。石清水。加茂の

類の大社ふハ。皆古來傳習の神樂あり。又諸社

ふて行ふ里神樂ふどりふものなり。正式の變なり。禮樂志

催馬樂。もと里巷の歌謡ふ起まり。貞觀の初め。

尚侍廣井女王。特よこの曲と善くせしこと見

ゆれば。中古以來の物なることあるべし。三代實錄

後ふい。朝家及び顯貴の家の宴遊ふい。唐樂の

曲と。催馬樂の歌こを取交へて。興となせり。凡

催馬樂は二流あり。左大臣雅信の傳と。藤家こ

いひ。式部卿敦實親王の傳と。源家といふ。律五廿

呂三十合せて六十一曲あり。今世ふ傳ふ。梁塵愚按

抄。入。綾。馬。

東遊アツマアソビ。まゝ東舞ともいへり。もく東國の風俗歌

ふりたるを舞ふるが故ふ。名づけたり。歌舞略史

樂器いふしへを。和琴を用ひし。後笛箏策と

も用ふることもあり。歷朝祭祀は之と行ひ

る。凡五曲あり。體源抄。公事根源。

風俗歌。こをもと諸國は行をきし歌謡の中ふ

て。曲調のよきを撰びて。上下の人乃うたひし

ものなり。體源抄古今集は。近江風水ミヅカキ風フウなど稱

せしも。皆其所々の風俗の歌ふて。振フルてい曲フ節セツ

といふがごとし。樂書は載る所。二十五曲あり。

古本風 俗歌譜

服忌及び觸穢の事

服忌いふ一へを服假といふ。職事官の喪に遭ひたる時。暇と賜ふ義よりて。服とい喪服を着ることなり。大寶の時。始めて服紀の制とさだむ。

君。天子と。父母。夫。本主。

右一年

祖父母。養父母。

右五月

曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。

兄弟姉妹。夫之父母。嫡子。

右三月

高祖父母。舅姨。嫡母。繼母。繼

父同居。異父兄弟姉妹。衆子。嫡孫。

右一月

衆孫。從父兄弟姉妹。兄弟子。

右七日

職事官父母の喪に遭ふ時。並に解官を。自餘を皆假を給ふ。夫。祖父母。養父母。外祖父母。三月の服。三月の服。二月廿日。一月の服。二月十日。七月。

日の服より三日とす。無服の殤也。生れて三月より七歳までを本服三月なり。假三日を給ふ。その一月の服より二日。七日の服より一日なり。又受業師の喪より三日と給ふ。解令義爾來歷朝皆之に依る。武家の制。小異同ありといへども。概ね異なることなし。今の制は即武家の法なり。法曹至要鈔。青標紙。服忌令。服より天皇は。本服二等以上の親の喪の為より。錫紵を服し。三等以下及び諸臣の喪より。帛衣と除く外。雑色を通用したまふ。解令義庶民は藤衣とて。布を鈍色と染め。親疎より濃薄あるものと

着たり。いつの頃より棄れられたり。年々隨筆そもく服紀の制は。もと人情より本づきて定められたるものにて。親戚の喪は遭ひしほどい。悲哀の情切ふして。心專一なり。假と給ひ。まこと喪服を着るほどを。猶その情のさめやらぬまがたなり。それを假竟りて後。公事より従ふも。猶喪服を脱ぐ。不出仕をることなりき。年々隨筆又奪情従公といふ制あり。これに喪服の中より。樞要器量の官人。出仕と許さる。事ふて。朝參ふ。朝服を着し。家より在りては。猶喪服と着し

たるを。後より喪制の事も絶えざる故。たゞ除服出仕といふ名稱ふのとなりて。官人たるものい。概ね許さず。事となきり。令義解拾芥抄。年々隨筆。又大寶令ふ。五等親の差別あり。これい法律上の都合よりて。親族とかく區別したるものと見ゆ。故より親戚の輕重をもて定めたる。服紀といまた異なる事有り。例せば外祖父母も四等親なり。と。服い三月とし。庶子い一等親なれど。服い一月と。此子が如し。

五等親圖

一等	父母。養父母。夫。子。養子。
二等	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟姉妹。夫之父母。妻妾。姪。孫。子婦。 <small>同妻</small> 。父妾。
三等	曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父。同居前妻妾子。
四等	高祖父母。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父母。舅姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子。
五等	妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。 <small>女聲。令義解。</small>

今の制ハこれ小同シ。新律綱領

觸穢この汚穢ヲ觸きて其氣を受るといふ。これ
も穢氣を蒙りしものハ。志精一ならざる恐れあ
るふよりて。神事ハ殊ふ之を忌むなり。大寶の
制。神事あること小。必諸司として散齋致齋せし
む。其散齋の内ハ喪を吊ひ。病を問ひ。肉を食ひ。
刑殺を判し。罪人を決罰し。音樂を作し。穢惡の事
小預ることと得ざらむ。令義解
後ハ紀元一千五百ハ神事のとふらむ。穢ハ觸れた
るものハ。内裏も出入と禁ト。人ハ對するもの。

忌み憚るべきことハなれり。穢とも。人死。改葬。
傷胎。産。觸失火所。五體不具。喫猪鹿肉。
六畜産。吊喪。問病。到山作所。遭三七日法
事等ナり。この他。血。灸。五辛。月水。懷妊。及
び汚穢ハついて甲乙丙の次第等ありき。維新後
總べて之と廢せらる。延喜式拾芥抄
法曹至要鈔

日本制度通卷一終

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

